

◎職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（条例第1号）

1 会計年度任用職員の服務の宣誓について、任命権者等の前で宣誓書に署名をすることを要しないこととする等の特例を設けることとした。（第2条関係）

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

1 社会福祉業務手当の支給範囲を拡大するとともに、社会福祉業務手当と社会福祉施設等勤務手当との併給を禁止することとした。（第5条の3、第21条関係）

2 爆発物取締業務手当の支給範囲を拡大することとした。（第9条の5関係）

3 その他所要の整備をすることとした。（第5条関係）

4 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（条例第3号）

1 地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは監査委員又は職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。）の損害賠償責任の一部の免責に関し必要な事項を定めるというこの条例の趣旨について定めることとした。（第1条関係）

2 損害賠償責任の一部免責について定めることとした。（第2条関係）

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県手数料条例の一部を改正する条例（条例第4号）

1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第1関係）

2 建築基準法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第7関係）

3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、所要の改正をすることとした。（別表第7関係）

4 高圧ガス保安法施行令の規定に基づく高圧ガスの容器検査等に係る手数料の区分に、圧縮水素自動車燃料装置用容器を追加することとした。（別表第1関係）

5 岩手県部局等設置条例の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）

6 毒物及び劇物取締法の一部改正に伴い、毒物劇物製造業又は輸入業登録申請手数料等を廃止するとともに、所要の改正をすることとした。（別表第4関係）

7 家畜検査手数料の額を増額することとした。（別表第6関係）

8 覚せい剤取締法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第4関係）

9 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、4から7までは令和2年4月1日から、8は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）第4条の規定の施行の日から施行することとした。（附則関係）

◎地方独立行政法人法施行条例の一部を改正する条例（条例第5号）

1 地方独立行政法人の役員等の損害賠償責任の一部免除に係る最低限度額を定めることとした。（第10条関係）

2 その他所要の整備をすることとした。（第11条関係）

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県県税条例の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第107条、第107条の12関係）
- 2 古物営業法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第107条の15関係）
- 3 道路運送車両法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（第103条、第106条、附則第24条の10、第25条関係）
- 4 施行期日

この条例は公布の日から施行することとした。ただし、2及び3（第106条関係を除く。）は令和2年4月1日から、3（第106条関係に限る。）は道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。（附則関係）

◎県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 給料を支給される職員に係る休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を定めることとした。（第5条関係）
- 2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 旅券法の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 2 地方自治法第9条の5第1項の新たに生じた土地の届出の受理等に係る事務を、新たに釜石市が処理することとした。（別表第2関係）
- 3 社会教育法第9条の4第4号の社会教育主事の資格の認定に係る事務を、新たに岩手町及び矢巾町が処理することとした。（別表第2関係）
- 4 浄化槽法の一部改正に伴い、同法第11条の2第1項の浄化槽の使用休止の届出の受理等に係る事務を、宮古市等6市村が処理することとした。（別表第2関係）
- 5 浄化槽法施行条例の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。（別表第2関係）
- 6 動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、同法第21条の5第2項の届出の受理等に係る事務を、盛岡市が処理することとした。（別表第2関係）
- 7 施行期日等

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。ただし、1は公布の日から、6は同年6月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎浄化槽法施行条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 浄化槽の使用の停止の届出を廃止することとした。（第1条の2関係）
- 2 浄化槽保守点検業者は、登録の有効期間内に1回以上、営業所に置く浄化槽管理士に浄化槽の保守点検に関する規則で定める研修を受けさせなければならないこととした。（第9条関係）
- 3 その他所要の整備をすることとした。（第5条、第9条、第13条、第18条関係）
- 4 施行期日等

(1) この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項、第3項関係）

◎公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 浴場業を営む者の講ずべき衛生の措置の基準を緩和することとした。（第3条、第4条関係）
- 2 その他所要の整備をすることとした。（第3条、第4条関係）
- 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎旅館業法施行条例の一部を改正する条例（条例第11号）

1 営業者の講ずべき衛生措置の基準を緩和することとした。(第4条関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(条例第12号)

1 公衆衛生上講ずべき措置の基準を廃止することとした。(第2条、別表第1関係)

2 その他所要の整備をすることとした。(第2条～第9条、別表第1～別表第3関係)

3 施行期日等

(1) この条例は、令和2年6月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第13号)

1 飼い主の遵守事項及びねこの飼い主の遵守事項を削除することとした。(第8条、第10条関係)

2 動物愛護監視員に係る規定について、所要の改正をすることとした。(第23条関係)

3 その他所要の整備をすることとした。(目次、第2条、第5条、第9条、第11条、第22条関係)

4 施行期日等

(1) この条例は、令和2年6月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)

◎社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(条例第14号)

1 東日本大震災復興特別区域法による訪問リハビリテーション事業所及び介護予防訪問リハビリテーション事業所に係る特例措置の期間を令和5年3月31日まで延長することとした。(附則第5項、第8項関係)

2 社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに運営に関する基準を定めることとした。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例(条例第15号)

1 後期高齢者医療広域連合から徴収する後期高齢者医療財政安定化基金の拠出金に係る拠出率を引き下げることとした。(第2条関係)

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第16号)

1 子育て支援対策臨時特例基金条例の有効期限を令和3年9月30日まで延期することとした。(附則第2項関係)

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。(附則関係)

◎個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例(条例第17号)

1 あっせんに付かないことができる個別労働関係紛争に、障害者である労働者と事業主との間の紛争を加えることとした。(第1条関係)

2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、あっせんに付かないことができる個別労働関係紛争に、派遣労働者と派遣元事業主等との間の紛争を加えることとした。(第2条関係)

3 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正に伴い、あっせんに付かないことができる個別労働関係紛争に、パワーハラスメントに関する労働者と事業主との間の紛争を加えることとした。(第3条関係)

4 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備をすることとした。(第2条関係)

5 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2及び4は令和2年4月1日から、3は同年6月1日から施行することとした。（附則関係）

◎漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第18号）

1 漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、次に掲げる条例について所要の整備をすることとした。

- (1) 岩手県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（第1条関係）
- (2) 情報公開条例（第2条関係）
- (3) 住民基本台帳法施行条例（第3条関係）

2 施行期日

この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日から施行することとした。（附則関係）

◎岩手県漁港管理条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 漁港施設の占用料及び公共空地等占用料のうち、電柱類及び地下埋設物を設置する場合の額を増額することとした。（別表第2、別表第5関係）

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎花巻空港管理条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 空港の占用料の額を増額することとした。（別表第2関係）

2 その他所要の整備をすることとした。（附則第3項関係）

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎道路法等の適用を受けない公共用財産の使用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

1 道路法等の適用を受けない公共用財産の使用料の額を改定することとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 道路の占用料の額を改定することとした。（別表関係）

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第23号）

1 自転車通行帯の基準を定めることとした。（第2条、第8条の2関係）

2 自転車道の基準を改めることとした。（第10条関係）

3 その他所要の整備をすることとした。（第4条、第6条、第11条、第12条、第33条、第43条関係）

4 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。（附則関係）

◎海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例（条例第24号）

1 漁港区域に係る海岸保全区域の占用料の額を増額することとした。（別表第1関係）

2 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎県立都市公園条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 岩手県営運動公園の有料公園施設の登はん競技場の名称をスポーツクライミング競技場に改めることとした。（別表第1、

別表第3関係)

2 岩手県営運動公園のスポーツライミング競技場の使用の区分を改め、並びに使用の単位及び施設の使用料の額を改めるととした。(別表第3関係)

3 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。(附則関係)

◎岩手県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(条例第26号)

1 港湾施設の占用料の額を増額することとした。(別表第2関係)

2 施行期日等

(1) この条例は、令和2年5月1日から施行することとした。(附則第1項関係)

(2) 所要の経過措置を講ずることとした。(附則第2項関係)